一般社団法人福島県言語聴覚士会

会員及び会費に関する規程

(目的)
 第 1 条 この規程は定款第 5 条及び第 7 条に基づき、一般社団法人福島県言語聴覚士会 (以

下 「当法人」という。)の会員の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めるものと

 　する。

(会員の種類)

第 2 条 当法人の会員は定款第 5 条に定めるとおり、正会員、賛助会員の 2 種とする。

(入会金及び年会費)

第 3 条 正会員は当会に入会するときに入会金 1,000 円 並びに年会費を納入しなければな

 らない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号の通りとする。

(1) 正会員 8,000 円

(2) 賛助会員 1 口 10,000 円 とし、個人 1 口以上 団体 3 口 以上

3 会費の免除の申し出は会費免除申出書を添え、申し出なければならない。

4 会費の免除の期間は最大 2 年間とする。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。